

地域生活支援拠点等の機能 （緊急受入体制）の充実について

福祉保健部 福祉課

1 三条市の地域生活支援拠点と課題

※振り返り

地域生活支援拠点等の整備

国は自治体に対し「令和2年度末まで整備すること」を求めている

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、地域全体で障がい児者の生活を支えるサービス提供体制を構築すること

三条市の場合

三条市の5つの機能の状況（代表的なもの）

- 1 相談 …指定・委託相談支援事業所整備、令和3年に基幹整備
- 2 緊急時の受入れ・対応 …市内短期入所事業所及び長久と緊急時の受入れに関する協定
- 3 体験の機会・場 …市営住宅を1室確保し一人暮らしの体験の機会を提供
- 4 専門的人材の確保 …地域自立支援協議会にて各種研修会実施
- 5 地域の体制づくり …地域自立支援協議会にて地域の課題整理及び資源の活用

三条市の整備の形態

多機能拠点整備型 + 面的整備型

2つの拠点施設（グッデイいきいきサポートセンター及び長久の家）を整備しつつ、5つのうちの1つでも機能を持つ既存の事業所等を「地域生活支援拠点の一角」と位置付け、面的にも整備する形態

2 緊急時の受入れ・対応

実際に機能するための仕組みが不十分

要協議

①緊急の定義

②各事業所・行政の役割

③事業所間の連携

④報酬体系の理解

イメージ

平成24年7月整備

障がい者拠点施設
グッデイいきいきサポートセンター
〔 相談支援 : 2事業所
短期入所 : 1事業所 〕

医療機関

※現在調整中

平成28年6月整備

障がい者居住支援拠点施設
長久の家
〔 相談支援 : 1事業所
グループホーム : 1事業所 〕

面的整備

拠点施設以外の事業所

〔 相談支援 : 2事業所
グループホーム : 2事業所
短期入所 : 2事業所 〕

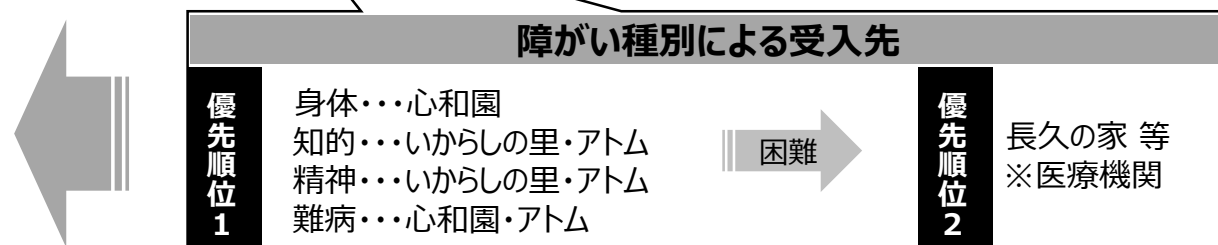
2 緊急時の定義と初期対応について

方針（案）		
項目	内容	根拠
緊急時の定義	虐待、急病等による介護者不在、本人の障がい状態の悪化等で居宅で介護を受けることができない場合で、 利用開始日の2日前（前々日）～当日に連絡があった利用者 ※冠婚葬祭について：「葬」は緊急であると判断するが、その他は原則緊急ではなく通常の短期入所に対応する	緊急短期入所受入加算の考え方
緊急で対応する期間	原則 <u>7日間</u>	緊急短期入所受入加算の考え方
初期相談窓口	<p>■ 計画作成の相談支援専門員が担当にいる場合</p> <p>1 相談支援事業所が営業時間内 担当する相談支援事業所が相談窓口。担当する相談支援事業所が緊急受入れ先を調整。</p> <p>2 相談支援事業所が営業時間外 and 特定事業所Ⅰ～Ⅲである場合 「1」と同様に対応（24時間体制で担当する相談支援事業所が対応）。</p> <p>3 相談支援事業所が営業時間外 and 特定事業所Ⅳである場合及び特定事業所でない場合 「1」と同様に対応だが、営業時間外につき初動については市が一時的に窓口となる。</p> <p>■ 計画作成の相談支援専門員が担当にいない場合 市に連絡。市が緊急受入れ先を調整。</p>	特定事業所加算の考え方
緊急受入れ先	<p>優先順位 1 市内短期入所事業所（3事業所）</p> <p>優先順位 2 長久の家 ※医療機関（医療的ケアが必要な障がい者 等）</p>	サービスとして設定されている短期入所事業所が順位1（長久の家は最終手段）

R1.5.21 計画推進部会で了解済み

法人間の垣根を越えて、職員や設備等の相互協力関係

※そのために事前協議事項を整理し、法人間の約束事を決めておくことが必要



3 短期入所事業所間の連携について

短期入所事業所の現状

設問	いからしの里	短期入所事業アトム	障害支援施設心和園
定員 (H31)	4人	8人	2人
稼働率 (H30)	短期入所のみ 67.6% 日中一時支援と合算 122.6%	80%	47%
利用を断ったことがある場合、その理由	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設出所者に対して、施設入所者にはこだわりが強い方が入所しており、他利用者との生活に馴染めるのか ・経験年数の浅い職員が多く、支援スキル不足等 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制が整わない ・定員一杯 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日等で職員体制が整わず、安全面の保障や緊急時の対応が十分に行えない可能性があった
受入れるために事業所内で改善すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いて過ごせる空間の確保（改築等） ・研修等の受講による職員の意識・知識・スキルの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員不在時の緊急の受入れ相談への体制整備



これまでとおり事業所、法人内でまず検討・努力は継続

単独型・併設型で役割分担しながら、事業所の特長を活かしつつ、抱える課題を地域でどのようにクリアするかを検討

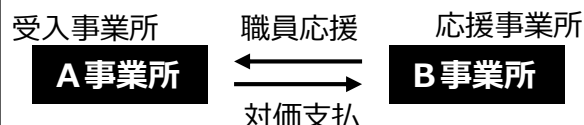
課題1 空間の確保

個室が望ましいケースは、個室のある短期入所事業所での受入れを事前に検討する

他利用者との関わりに支援度が低いケースは併設型での受入れを事前に検討する

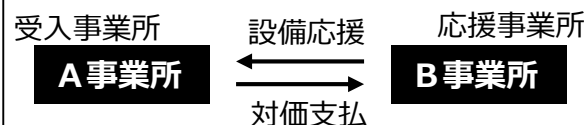
課題2 職員の確保

事業所間で職員の応援に関する協定を結び、人件費相当分を、実績に応じて支援を受けた事業所から支援した事業所へ支払う 等



課題3 支援設備の確保

不足する設備（例：特殊浴槽）で、他事業所が所有している設備の借用に関する協定（単価設定）を結び、実績に応じて支援をうけた事業所から応援した事業所へ支払う



課題4 支援スキル向上

地域自立支援協議会においてサービス提供事業所向けの研修会を実施する

先進事例等を情報共有できる場を定期的に設定する

3 短期入所事業所間の連携について

課題2 職員の確保

事業所間で職員の応援に関する協定を結び、人件費相当分を、実績に応じて支援を受けた事業所から支援した事業所へ支払う（いからしの里及び心和園については受入フォローの協定）

契約単価（案）

（円）

	区分1・2	区分3	区分4	区分5	区分6	参考
30分未満	2,450					居宅介護報酬
30分以上1時間未満	3,880					居宅介護報酬
1時間以上24時まで	4,920	5,630	6,260	7,580	8,920	短期入所報酬

加算	単価	参考
緊急時対応加算 （月2回を限度）	1,000	居宅介護報酬

協定事業所（案）



課題3 支援設備の確保

不足する設備（例：特殊浴槽）で、他事業所が所有している設備の借用に関する協定（単価設定）を結び、実績に応じて支援を受けた事業所から応援した事業所へ支払う

契約単価（案）

（円）

	1回あたり	参考
入浴介助	500	介護保険 通所介護報酬

これらを軸に協定書を市が作成し、事業所間で協定を結ぶ

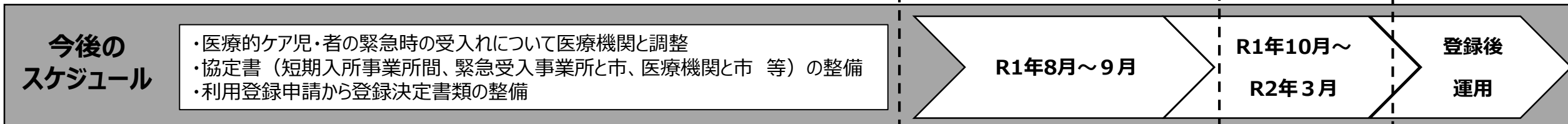
指定基準に関して事業所に必要な手続き

職員応援の場合、勤務形態一覧表に応援職員がどこの事業所から来るか記載をすること（できれば「誰」まで記載することが望ましい）

※新潟県障害福祉課在宅支援係 確認

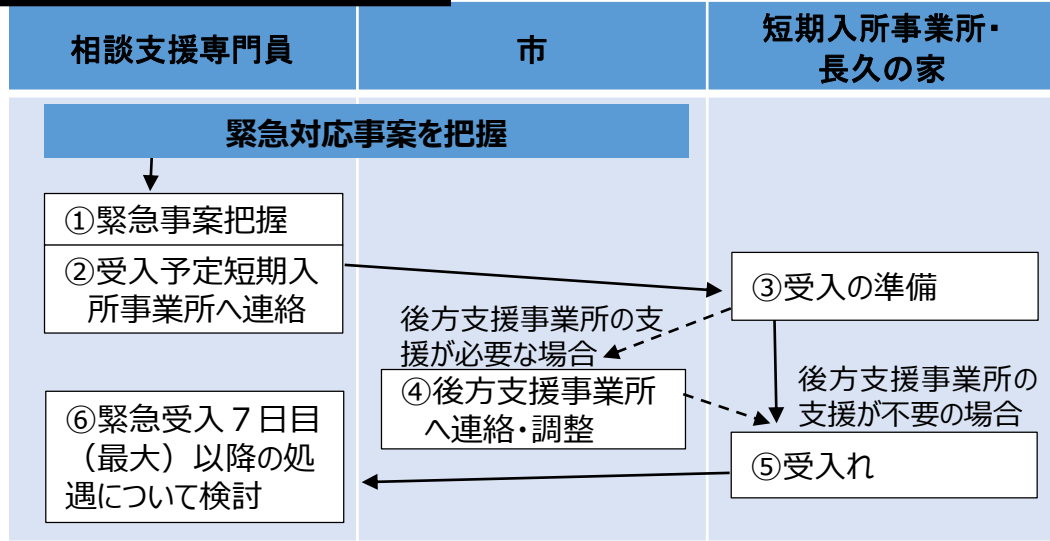
4 対象者の詳細と事前登録制について

対象者の区分	区分基準の詳細（内規扱い）	対象者抽出手順	事前登録までの流れ	登録後の流れ	
支援度の高い単身世帯及び単身世帯に準じる世帯の障がい者（者のみ） <small>※宿泊型自立訓練及びGH支給決定者は除く</small>	非公開	①市が区分 5 以上の区分認定者をリストアップ ②計画作成を担当する相談支援専門員へリストを提供 ③相談支援専門員はリストの中から基準に該当する者を抽出	①抽出された対象者へ計画作成を担当する相談支援専門員から仕組み説明 ②仕組みに賛同する対象者へ申請書を渡す ③対象者は申請書を市へ提出	①市が緊急時の受入先となる短期入所事業所等を調整 ②相談支援専門員、受入先となる短期入所事業所、長久の家で登録者の情報を共有	
虐待のリスクの高い障がい者（者のみ） <small>※児は児童福祉法による児童虐待対応が優先</small>		①相談支援専門員が基準に該当する者を抽出		<small>※担当の相談支援専門員は受入先となる短期入所事業所を日常的に利用（事前の見学等）するよう登録者に働きかける</small>	
強度行動障がい者		①市が支給決定者の中から基準に該当する者を抽出 ②計画作成を担当する相談支援専門員へリストを提供		調整中	調整中
強度行動障がい児		①市が支給決定者の中から基準に該当する者を抽出 ②計画作成を担当する相談支援専門員へリストを提供			
医療的ケア児・者※ <small>※リスクは低いかもしれないが、緊急時の受入調整に時間を要するため道筋を整理</small>		①相談支援専門員・市が基準に該当する者を抽出			

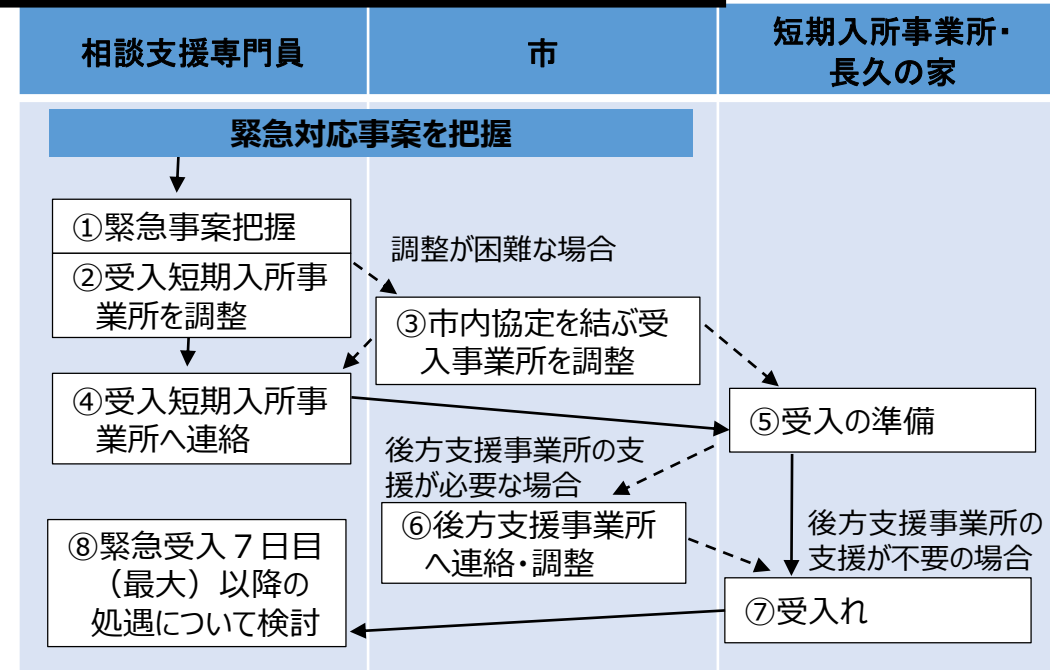


5 実際の緊急時の流れについて

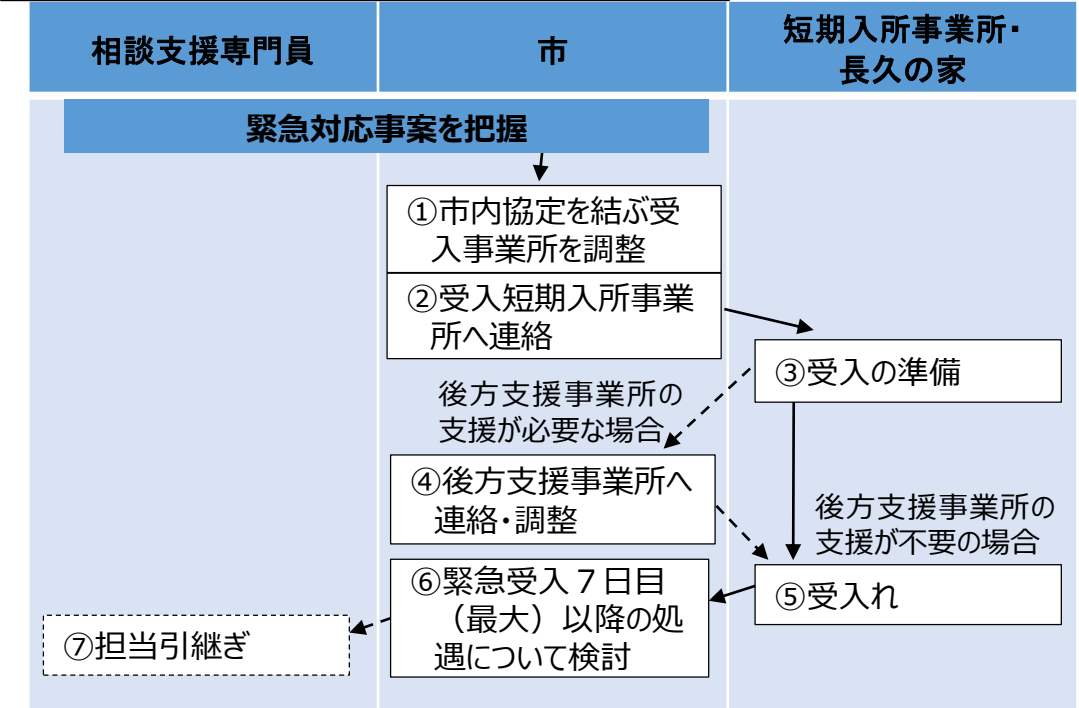
パターン1 事前登録あり



パターン2 事前登録なし・サービス利用あり



パターン3 事前登録なし・サービス利用なし



※受入れにあたって本人・家族との連絡窓口
 パターン1・2 = 相談支援専門員
 パターン3 = 市
 ※後方支援事業所の支援が必要な場合は市が調整をする
 ※緊急受入7日目(最大)以降の処遇の検討について、相談支援事業所と市が連携して行う